

定年前に退職する意思を有する田辺市周辺衛生施設組合職員の募集等に関する規則

制 定 平成29年3月1日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、定年前に退職する意思を有する職員の募集制度の導入に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集等)

第2条 定年前に退職する意思を有する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。）の募集等については、定年前に退職する意思を有する田辺市職員の募集等に関する規則（平成26年田辺市規則第15号）の規定の例による。

(その他)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。